

政令第 号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十九号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十八年九月三十日とする。

理由

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。